

鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部における
公的研究費による物品購入等の取引に係る業者へ求める行動規範

平成 27 年 4 月 1 日策定

鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部（以下、「本学」という。）における公的研究費を使用しての物品の購入やその他の取引（以下、「取引」という。）を行う業者及び個人（以下、「取引業者」という。）に対し、公的研究費の適正な使用を図ることを目的とし、以下のことを求める。

- 1 公的研究費に係る取引業者に対し、本学は関連の法令、通知及び本学の諸規則に則り、取引を行うことを求める。
- 2 一定の取引回数・金額がある取引業者に対し、公的研究費による物品購入等の取引に係る誓約書の提出を求める。
- 3 取引業者は公的研究費の公共性を常に自覚し、行動しなければならない。
- 4 取引業者は、公的研究費の不正使用を自ら行ってはならない。また、不正使用に加担することも厳に禁止する。
- 5 取引業者は、研究費の不正使用が行われた場合はその是正に努めなければならない。また、不正使用及びその恐れがあることを知った取引業者は、速やかに本学の通報受付窓口に通報しなければならない。
- 6 公的研究費の不正使用に関する調査が行われた場合は、調査に協力しなければならない。また、本学が求めた場合、関係書類を提出しなくてはならない。
- 7 本学の公的研究費調査委員会によって公的研究費の不正使用が認定され、取引業者の関与が認定された場合、本学は取引業者に対し、取引停止等の処分を求めることができる。